

学校法人ミスパリ学園 役員の報酬等の支給の基準

（目 的）

第1条 この規程は、学校法人ミスパリ学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第73条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 理事（常勤）とは、理事長、業務執行理事及びその他の理事のうち定められた勤務時間中常に勤務する態勢にあり、かつ、職務専念義務がある理事であって、次号に該当する職員理事を除いた者をいう。
- (3) 職員理事とは、学園の職員（学長、校長を含む。）として給与の支給を受けている理事及び出向契約等により、学園の教員又は職員として従事しているものをいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。また、ミス・パリ・グループに所属している社員も職員理事とみなす。
- (4) 理事（非常勤）とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 監事（常勤）とは、定められた勤務時間中常に勤務する態勢にあり、かつ、職務専念義務がある監事をいう。
- (6) 監事（非常勤）とは、前号以外の監事をいう。
- (7) 職員評議員とは、学園の職員（学長、校長を含む。）として給与の支給を受けている評議員及び、出向契約等により学園の教員または職員として従事しているものをいう。また、ミス・パリ・グループに所属している社員も職員評議員とみなす。
- (8) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
- (9) 費用とは、役員又は評議員として職務の執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

（報酬等の支給）

第3条 役員及び評議員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事（常勤）及び監事（常勤）に対しては、報酬を支給しない。
- (2) 理事（非常勤）及び監事（非常勤）に対しては、会議出席（書面出席を除く。）の

都度、日額報酬を支給する。

- (3) 評議員（職員評議員を除く。）に対しては、会議出席（書面出席を除く。）の都度、日額報酬を支給する。

2 職員理事及び職員評議員に対しては、報酬等は支給しない。

3 第1項第2号及び第3号の日額報酬には、交通費を含むものとする。ただし、長距離の移動が必要で新幹線等の利用が必要な場合には別途支給することができる。

（役員の報酬額）

第4条 理事（非常勤）及び監事（非常勤）に対する報酬額は、別表第1のとおりとする。

（評議員の報酬）

第5条 評議員（職員評議員を除く。）に対する報酬額は、別表第2のとおりとする。

（交通費及び費用）

第6条 役員及び評議員が職務執行のため出張した場合は、当該役員及び評議員に対して旅費を支給する。旅費の額は、実費精算とする。

2 役員及び評議員が職務の執行に当たって、前項以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（作成、備置き及び閲覧）

第7条 学園は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

2 学園は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間、その写しを従たる事務所に3年間、備え置かなければならない。ただし、この規程を電磁的記録で作成し、インターネットを通して従たる事務所において次項で定める閲覧請求に応ずることを可能とする措置をとっているときは、この限りでない。

3 学園は、何人からの請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

（改 廃）

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条第 1 項関係）

理事（非常勤）及び監事（非常勤）の報酬額

○理事会等出席時

理事（非常勤）	日 額 3 万円
監事（非常勤）	日 額 3 万円

○監事監査等職務時

監事（非常勤）	半日 5 万円
	全日 10 万円

別表第 2（第 5 条第 1 項関係）

評議員の報酬額

評 議 員 (職員評議員を除く。)	評議員会等に出席その他法人の 業務	日額 2 万円
----------------------	----------------------	---------